

近畿農政局建設工事等契約事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 近畿農政局における建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の競争参加資格審査及び契約に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「省令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(競争参加資格の設定及びその公示)

第2条 令第72条第1項及び令第95条第1項の規定による競争に参加する者に必要な資格の設定並びに令第72条第4項及び特例政令第4条第4項の規定による資格の基本となるべき事項並びに資格の審査の申請の時期及び方法等についての公示は、会計年度ごとに、特別の事情がある場合を除き、当該年度の受付開始1ヶ月前までに行うものとする。

2 前項の公示は、特定調達契約（特例政令第4条第1項に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、特例省令第3条に規定する事項についても、併せて官報により行い、その他の契約に係るものにあつては、近畿農政局長の指定する場所に掲示して行うものとする。

(契約の種類)

第3条 令第72条第1項及び令第95条第1項の規定による競争に参加する者に必要な資格の設定は、次に掲げる契約の種類ごとに行うものとする。

- (1) 建設工事契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事に関する契約をいう。以下同じ。）
- (2) 測量・建設コンサルタント等契約（調査、測量、設計等に関する契約をいう。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる契約に係る業種の区分については、別表1に掲げるところによるものとする。

(申請の時期及び方法)

第4条 令第72条第2項（令第95条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請の時期は、会計年度ごとに、当該年度開始前の1か月以上の期間とする。ただし、この期間以外の時期においても、随時に申請を受け付けるものとする。

2 申請の方法は、郵送又はインターネットのいずれかによるものとする。ただし、インターネットによる申請は次条第1項に規定する定期の審査に係るもの及び前回の定期の審査を受け第6条第1項に規定する資格を有する者に限るものとする。

(資格の審査)

第5条 近畿農政局長は、競争参加資格の審査を2年に1回定期に行い、必要と認めるとき又は前条第1項のただし書の規定による申請があったときは、随時の審査を行うものとし、第2条第1項の規定により定められた資格を有するかどうかを審査し、契約の種類ごとに、契約の予定価格に応じて区分した等級に格付けるものとする。

また、他の農政局長から当該農政局長が受理した資格審査の申請が近畿農政局長による資格審査も

希望するものである旨及び当該農政局の客観的事項（当該農政局長の審査事項のうち地域的な事項を除いたものをいう。以下同じ。）についての審査結果の通知を受けたときについても同様とする。

- 2 近畿農政局長は、前項の資格審査の申請が他の農政局長による資格審査も希望するものであるときは、その旨及び客観的事項についての審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。

（有資格者等）

第6条 前条第1項、第18条、第19条、第20条及び第26条の規定により等級に格付された者並びに第25条の規定により資格を有すると認められた者を、有資格者とする。

- 2 前項の有資格者のうち、定期の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、申請の日の属する年度の翌年度から翌々年度までの間とし、随時の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。

（有資格者としない者）

第7条 近畿農政局長は、次の各号の一に該当する者を、特別の事情がある場合を除き、有資格者としないものとする。

- (1) 令第70条に該当する者
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（第5条の定期の審査にあつては、告示（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日が第4条本文により近畿農政局長が定める期間の末日の1年7ヶ月前の日以後のもの、第5条の随時の審査にあつては、告示第1第1号の2に規定する審査基準日が申請をする日の1年7ヶ月前の日以後のものに限る。）を受けていない者
- (5) 数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という。）で、その構成員に前各号までのいずれかに該当する者を含むもの
- (6) 測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

（有資格者としないことができる者）

第8条 近畿農政局長は、令第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間有資格者としないことができる。共同企業体で、その構成員に同項に該当する者を含むものについても、また同様とする。

（有資格者名簿）

第9条 近畿農政局長は、第5条第1項の規定により資格の審査を行ったときは、速やかに令第72条第3項（令第95条第2項で準用する場合を含む。）に規定する名簿（以下「有資格者名簿」という。）を、契約の種類ごとに、第1号書式（その1）により作成するものとする。

（有資格者名簿の公表等）

第10条 前条に規定する名簿の公表は、第3条第1項第1号の契約にあつては第1号書式（その2）により、同項第2号の契約にあつては第1号書式（その3）により、資格審査を担当する窓口において閲覧に供するほか、インターネットのホームページへの掲載その他適当な方法により行うものとする。

- 2 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に定める独立行政法人をいう。以下同じ。）が国の機関の有資格者名簿を使用して競争契約を行う場合に、当該独立行政法人から当該名簿の提供の依頼があったときは、前条の規定により作成した名簿を提供することができる。

- 3 前項の規定により有資格者名簿を提供する場合は、第1項に定める名簿についても提供することができる。

(資格審査の結果の通知)

第11条 近畿農政局長は、省令第4条に規定する通知を、特別の事情がある場合を除き、定期の審査にあたっては年度開始前に、随時の審査にあたっては審査後速やかに行うものとする。資格がある場合は有資格者の資格区分ごとに商号又は名称、代表者名、所在地、評価点数その他必要な情報をホームページに掲載することにより通知するものとする。資格がない場合は第2号書式の通知書により、それぞれ申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等（法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

- 2 近畿農政局長は、前項の資格がある場合の通知の際、併せて次条第1項から第3項までの届出させる内容を通知するものとする。

(変更の届出等)

第12条 近畿農政局長は、申請者又は有資格者が建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届出させるものとする。

- 2 近畿農政局長は、申請者又は有資格者が第7条第1号、第4号及び第6号の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を届出させるものとする。

- 3 近畿農政局長は、有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、当該有資格者から、第3号書式の競争契約参加資格審査申請書変更届により速やかに、その旨を届出させるものとする。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号及びメールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 許可・登録等の状況
- (5) 営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号を含む。）

- 4 近畿農政局長は、前各項の届出があった場合において、当該申請者又は当該有資格者が他の農政局長の資格審査も希望したものであるときは、当該農政局長にその旨通知するものとする。

- 5 近畿農政局長は、第3項の届出があったときは、速やかに、第9条及び第10条に定める有資格者名簿を訂正するとともに、その内容を契約担当官等及び第10条第2項の規定により名簿を提供した独立行政法人に通知するものとする。

(資格の有効期間の延長)

第13条 近畿農政局長は、特別の事情により会計年度開始前に第11条の規定による通知を行うことができないときは、その通知が行われる日まで、前年度の有資格者を当該年度の有資格者とするものとする。

(資格の取消し)

第14条 契約担当官等は、有資格者が第7条各号に該当し、又は第8条に関係すると認めるときは、直ちに近畿農政局長に第4号書式（その1）の資格取消事由報告書を提出するものとする。

- 2 近畿農政局長は、前項の第7条関係の報告又は第12条第1項の届出があった場合は、遅滞なく当該有資格者の資格を取り消すものとし、第8条関係の報告があった場合は、当該有資格者の資格を取り消す必要があるか審査するものとする。

- 3 近畿農政局長は、有資格者の資格を取り消した場合は、その旨を第4号書式（その2）の資格取消通

知書により当該者に通知するとともに、契約担当官等に通ずるものとする。

(競争参加資格審査会)

第15条 近畿農政局長は、次に掲げる事項を行う場合には、競争参加資格審査会(以下「資格審査会」という。)に諮るものとする。

- (1) 第2条第1項の規定による資格の設定
- (2) 第5条第1項、第18条第2項、第19条第2項、第20条第2項及び第26条第2項の規定による資格の審査及び等級の格付
- (3) 前条第2項又は第26条第6項の規定、若しくは第19条第1項においていう「グループ経審取扱通知」及び第20条第1項においていう「持株会社化経審取扱通知」による資格の取消し
- (4) 一定規模以上の建設工事において一般競争入札方式による場合には、次に掲げる事項の決定
 - ア 競争参加資格に関する事項
 - イ 競争参加資格確認資料説明会及び確認資料のヒアリングの実施の必要性の有無
 - ウ 競争参加資格の有無
 - エ 競争参加資格がないと認めた者からその理由の説明を求められた場合の対応
 - オ その他近畿農政局長が必要と認める事項

2 資格審査会は、次に掲げる者をもって構成し、近畿農政局長が主宰する。

局長、次長、総務管理官、農村振興部長、地方参事官(各省調整)、事業経理官、設計課長。

なお、共同企業体のうち特定の建設工事を施行するため結成する共同企業体に係る第1項第2号及び第3号に掲げる事項を行う場合又は第1項第4号に掲げる事項を行う場合に開く資格審査会は、当該工事に関係する事務を所掌する部長及び課長を上記構成員に加える。

3 資格審査会は、主宰者が招集するものとする。

4 資格審査会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができないものとする。

5 資格審査会は、主宰者が認める場合は持ち回りにより審査会の開催に代えることができるものとする。

(秘密の保持)

第16条 資格の審査に従事する職員は、当該審査において知り得た秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。

第2章 一般競争

第1節 建設工事契約

(申請に必要な書類)

第17条 近畿農政局長は、建設工事契約について令第72条第2項に規定する申請の際には、第5号書式の申請書及び次に掲げる添付書類を提出させるものとする。

- (1) 営業所一覧表(第6号書式)
- (2) 総合評定値通知書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定するもので、申請日直近のものをいう。以下同じ。)の写し
- (3) 業態調書(第7号書式)
- (4) 納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その2及びその3又はその3の2若しくはその3の3。以下同じ。)の写し
- (5) グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

(6) 行政書士等の代理申請による場合には委任状

- 2 前項の場合において、申請しようとする者が共同企業体であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書（第8号書式）を提出させるものとする。
- 3 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合であって、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている組合（以下「適格組合」という。）が等級の格付に当たっての総合点数の算定方法に関する特例（以下「算定特例」という。）を希望するときは、第1項各号に掲げる書類のほか、共同企業体等調書（第8号書式）を提出させるものとする。
- 4 第1項第2号の総合評定値通知書の写しについては、共同企業体であるときは当該共同企業体を構成する者に係るものを、適格組合であるときは当該適格組合及び当該適格組合を構成する者に係るものを提出させるものとする。
- 5 申請者がインターネットを使用して定期の申請をする場合は、第1項の規定にかかわらず、近畿農政局の申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを別紙の入力画面上において作成し、送信させるものとする。
ただし、申請者が第2項及び第3項に該当する場合は除くものとする。

（合併等により新たに設立された会社に係る手続）

- 第18条 近畿農政局長は、建設工事契約に係る第6条の規定による有資格者が、合併等により新たに設立された会社となった場合は、再度資格審査の申請（以下「再申請」という。）を行わせることができるものとする。
- 2 前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を第2号書式（その1）の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等に通知するものとする。
 - 3 第1項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。
 - 4 前条第1項に規定する書類は、第1項の再申請を行う場合について準用する。

（グループ経営を受審した建設業者に係る手続）

- 第19条 近畿農政局長は、建設工事契約に係る第6条の規定による有資格者が、平成6年6月8日建設省告示第1461号附則四の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「グループ経営」という。）を受審し、再申請を希望する場合は、「グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い等について」（平成13年8月27日付け13地第503号大臣官房地方課長通知。以下「グループ経営取扱通知」という。）に基づき再申請させることができるものとする。
- 2 前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を第2号書式（その1）の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等に通知するものとする。
 - 3 第1項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。
 - 4 第17条第1項に規定する書類は、第1項の再申請を行う場合について準用する。

（持株会社化経営を受審した建設業者に係る手続）

- 第20条 近畿農政局長は、建設工事契約に係る第6条の規定による有資格者が、平成6年6月8日建設省告示第1461号附則六の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「持株会社化経営」という。）を受審し、再申請を希望する場合は、「持株会社化

経審における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いについて」(平成14年4月16日付け14地第88号大臣官房地方課長通知。以下「持株会社化経審取扱通知」という。)に基づき再申請させることができるものとする。

- 2 前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を第2号書式(その1)の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等に通知するものとする。
- 3 第1項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。
- 4 第17条第1項に規定する書類は、第1項の再申請を行う場合について準用する。

(等級の格付)

第21条 近畿農政局長は、建設工事契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付ける場合には、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 建設業法第27条の23第2項及び第3項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第1項の経営に関する客観的事項
- (2) 専門技術者の状況
- (3) 近畿農政局における工事成績

第2節 測量・建設コンサルタント等契約

(申請に必要な書類)

第22条 近畿農政局長は、測量・建設コンサルタント等契約について令第72条第2項に規定する申請の際には、第9号書式の申請書及び次に掲げる添付書類を提出させるものとする。この場合において、第5号から第7号までに掲げる書類は、その写しをもって代えることができるものとする。

- (1) 測量等実績調書(第10号書式)
 - (2) 技術者経歴書(第11号書式)
 - (3) 営業所一覧表(第12号書式)
 - (4) 財務諸表類
 - (5) 登記事項証明書(法人の場合)
 - (6) 登録証明書等(登録を受けている場合)
 - (7) 納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その2及びその3又はその3の2若しくはその3の3)
- 2 前項の場合において、申請しようとする者が測量法(昭和24年法律第188号)第55条の8による書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出した者である場合にあっては、前項第1号から第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- また、申請しようとする者が建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第7条、地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第7条又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第7条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した場合にあっては、申請しようとする業種の区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、前項第1号から第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 3 第1項の規定により申請の際に提出させる同項第4号及び第5号の書類について、添付させることが著しく困難であると認められる場合は、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができるものとする。
 - 4 申請者がインターネットを使用して定期の申請をする場合は、第1項の規定にかかわらず、近畿農政

局の申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを別紙の入力画面上において作成し、送信させるものとする。

(等級の格付)

第23条 近畿農政局長は、測量・建設コンサルタント等契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付ける場合には、当該者の年間平均測量等実績高、自己資本額、流動比率、営業年数及び近畿農政局における測量等施行成績等を勘案するものとする。

第3節 申請の特例

(特例申請書の提出等)

第24条 近畿農政局長は、本要領と同一の取扱いを行っている農林水産省の他の機関（以下「他の機関」という。）において、有資格者とされている者又は当該他の機関に資格審査に係る申請書類を提出している者が、第17条、第18条、第19条、第20条、第22条及び第27条の規定による申請書類を提出しようとするときは、当該申請書類の提出に代えて、それぞれ所定の申請書並びに当該他の機関が申請者に通知した資格確認通知書の写し、建設工事契約にあつては総合評定値通知書の写し及び第7号書式を提出させることができるものとする。この場合において、当該申請書の提出と同時に当該資格確認通知書の写しを提出することができないときは、当該資格確認通知書の交付を受けた後に提出することができるものとする。

(資格の審査等)

第25条 近畿農政局長は、前条の規定により申請書類の提出があつた場合は、これを審査し、その内容が適正であると認められるときは、資格を有する者と認め、有資格者名簿に登録するとともに、第13号書式の登録確認通知書により申請者に通知し、その旨を契約担当官等に通知するものとする。

第4節 更生手続又は再生手続開始決定者に係る手続

(更生手続又は再生手続開始決定者に係る再申請)

第26条 近畿農政局長は、第6条の規定による有資格者が会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続（以下「更生手続等」という。）の開始の決定をされた場合は、再申請を行わせることができるものとする。

2 前項の規定による再申請を受けた場合は、直ちに再審査を行わなければならない。

3 第11条の規定は、前項の再審査の結果を通知する場合について準用する。

4 第1項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。

5 第2項の規定により有資格者とされた者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。

6 更生手続等の開始の決定をされた者が第1項の再申請を行わない場合及び第3項の規定により資格が無い旨通知する場合は、更生手続等を行った際に有していた資格を取り消すことができるものとする。

7 第14条第3項の規定は、前項の規定により資格を取り消した場合について準用する。

(再申請に必要な書類)

第27条 前条第1項の規定により再審査を受けようとする者は、第17条又は第22条に規定する申請に必要な書類を更生手続等開始の決定後に作成し、次に掲げる書類を添えて近畿農政局長に提出す

るものとする。

- (1) 更生手続等開始の決定書の写し
- (2) 貸借対照表（更生手続等開始の決定後に作成したもの）及び損益計算書（貸借対照表を作成する基となった時点までの１年間について作成したもの）
- (3) 更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

（再申請に係る等級の格付）

第２８条 第２１条及び第２３条の規定は、前条の規定により申請書類の提出があった場合について準用する。

第５節 一般競争参加者の資格の指定

第２８条の２ 契約担当官等は、農林水産省会計事務取扱規程（昭和４４年農林省訓令第９号）第２４条の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、当該競争に付する契約の予定価格の金額に相当する等級を指定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格の金額に相当する等級の直近上位及び直近下位の等級を含めて競争を行わせることができる。

- (1) 特殊な技術、工法、機械又は施設等を必要とする場合
 - (2) 特別な建設工事等の経験を必要とする場合
 - (3) 地理的条件に適合する者を必要とする場合（特例政令第４条第１項に規定する調達契約を除く。）
 - (4) 予定価格の金額に相当する等級の資格を有する者が少数の場合
- ２ 契約担当官等は、近畿農政局長の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の金額に相当する等級の２等級以上の上位等級及び下位等級を含めて競争を行わせることができる。

第３章 指名競争

（申請に必要な書類）

第２９条 第１７条、第１８条、第１９条、第２０条、第２２条、第２４条及び第２７条の規定は、令第９５条第２項において準用する令第７２条第２項に規定する申請の際に提出させる書類について準用する。

（等級の格付）

第３０条 第２１条、第２３条及び第２８条の規定は、指名競争に参加しようとする者を等級に格付する場合に準用する。

（資格の審査及び有資格者名簿）

第３１条 指名競争に参加する者の資格が一般競争に参加する者の資格と同一である場合には、一般競争に参加する者の資格の審査及び有資格者名簿をもって、指名競争に参加する者の資格の審査及び有資格者名簿に代えるものとする。

（指名基準）

第３２条 契約担当官等は、有資格者のうちから指名競争に参加する者を指名する場合には、当該競争に付する契約の予定価格の金額に相当する等級に格付された者のうちから指名するものとする。ただし、指名される者の２分の１を超えない範囲において、直近上位及び直近下位の等級の資格を有する者のうちから指名することを妨げない。

２ 前項の指名に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するとともに、当該会計年度における指名及

び受注の状況を考慮し、特定の者に偏らないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 経営状況
 - (3) 建設工事又は測量・建設コンサルタント等の成績
 - (4) 技術的適性
 - (5) 手持工事等の状況
 - (6) 地理的条件。ただし、特定調達契約に係るものにあつては、この限りでない。
 - (7) 安全管理の状況
 - (8) 労働福祉の状況
- 3 契約担当官等は、特に緊急なものであること、特別の技術を要すること、又は現に履行中の大規模工事に密接な関連を有する小規模工事を発注しようとする場合において、当該大規模工事を既に履行している者を選定する必要があること等の事由により第1項の規定によることが不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず競争に参加する者を指名することができる。
- 4 第18条の規定により新たに有資格者となった者については、「合併等により新たに設立された会社等の建設工事契約に係る受注機会の確保を図るための取扱いについて」（平成27年10月1日付け27農振第1412号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく取扱いをするものとする。
- 5 グループ経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合においては、グループ経審取扱通知に基づく取扱いをするものとする。
- 6 持株会社化経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合においては、持株会社化経審取扱通知に基づく取扱いをするものとする。

（指名競争参加者選定委員会）

- 第33条 近畿農政局長は、前条の規定により建設工事の指名競争契約（事務所又は事業所の長に委任されたものを除く。）について競争に参加する者を指名する場合には、指名競争参加者選定委員会に諮るものとする。
- 2 指名競争参加者選定委員会は、次に掲げる者をもって構成し、近畿農政局長が主宰する。
局長、次長、総務管理官、会計課長、事業経理官、当該契約に関係する事務を所掌する部長及び課長、当該契約に関係する事務を所掌する事務所又は事業所の長
- 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項の委員会に準用する。

（事務所等の指名競争参加者選定委員会）

- 第34条 事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の長は、建設工事の指名競争契約について競争に参加する者を指名する場合には、事務所等の指名競争参加者選定委員会に諮るものとする。
- 2 事務所等の指名競争参加者選定委員会は、次に掲げる者をもって構成し、当該事務所等の長が主宰する。
事務所等の長、次長、庶務課長、並びに当該契約に関係する事務を所掌する課、建設所、支所及び管理所の長
- 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項の委員会に準用する。

第4章 随意契約

（随意契約登録者名簿及び業者の選定）

- 第35条 近畿農政局長は、第14号書式により随意契約登録者名簿を作成するものとする。
- 2 前項の登録は、原則として第15号書式の申請書に基づき、信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実であると認められる者につき行うものとする。

- 3 契約担当官等は、法第29条の3第4項又は第5項の規定により随意契約によろうとするときは、特別の事情がある場合を除き、第1項に規定する随意契約登録者名簿に登録された者又は第9条及び第31条に規定する有資格者名簿に登録された者のうちから契約の相手方を選定するものとする。

第5章 等級の格付の基準

(等級の格付の基準)

第36条 第5条に規定する契約の種類ごとの等級の格付は、第21条及び第23条に規定する事項について、別記に定める基準により行う。

第6章 雑 則

(苦情の処理)

第37条 近畿農政局長は、特例省令第10条の規定により特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員に会計課長を指定するものとする。

(談合対策の連絡体制)

第38条 近畿農政局長は、談合情報に対応し公正取引委員会との連絡を行うため、会計課長を連絡担当官とするものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

1 本改正は、平成28年12月1日から施行する。ただし、本改正は平成29年度及び平成30年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、平成28年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附 則

1 本改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成29年12月26日付け国土交通省告示第1196号）による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者における審査については、なお従前の例による。

附 則

1 本改正は、平成30年12月3日から施行する。ただし、本改正は平成31年度及び平成32年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、平成29年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正は、令和2年12月1日から施行する。ただし、本改正のうち、押印省略に伴う様式の見直し

を除き、令和3年度及び令和4年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和2年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附 則

1 本改正は、令和4年12月1日から施行する。ただし、本改正は令和5年度及び令和6年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和4年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附 則

1 本改正は、令和6年12月1日から施行する。ただし、本改正は令和7年度及び令和8年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和6年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附 則

1 本改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、本改正は令和7年度及び令和8年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和6年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附 則

1 本改正は、令和8年9月28日から施行する。ただし、本改正は令和9年度及び令和10年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和8年度における随時の審査については、なお従前の例による。

2 等級の区分を行っている「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「舗装工事」において、第5条第1項、第18条、第19条、第20条並びに第26条の規定に基づき令和9年度及び令和10年度の競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和7年度及び令和8年度の競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、近畿農政局長が指定する日までに別に定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

3 前項の申請をした者については、令和9年度及び令和10年度の競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて第11条第1項に基づき、競争参加資格確認通知書を通知するものとする。